

四日市市告示第 409 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月 2日

四日市市長 田 中 俊 行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
1	小山2号線	10012	小山町字鳩子2165-1地先から 小山町字開都858地先まで	9.0~28.3 3.5~21.0 4.2~28.3	184.0 808.4 808.4	区域を変更する 幅員を変更 No.1